

平成 22 年 12 月 17 日

横浜市 長  
林 文子 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会  
会長 比留間 哲生

## 栄区の現状（要望）

昨今国の内外多事多難の折柄、市政の円滑な運営のためにご精励の段慶賀の至りに存じます。

さて、私達の会は栄区の横浜環状南線（南線）計画沿線の 15 団体 5,000 戸から成り、20 年余りにわたり南線計画の抜本の見直しを求める運動を続けているものであります。今回私達は本年 6 月以来南線に関する栄区の意識調査の件について栄区長と直接面談又は文書のやりとりを通じて話し合いと議論を続けてきましたがこのことを通じて私達は重大な疑念を抱くに至りました。それは南線に関する栄区民の意見が不当に曲げられた形で横浜市長に届けられているのではないかということであり、このことを今回の栄区長との一連のやりとりを通じて強く感じましたが、これは現在のみならず過去 20 年余りに及ぶ長い期間を通じて同じく区民の意見が曲げられた形で市当局に伝えられたのではないかと心配するに至りました。そしてそのことが過去 20 年余りを通じて横浜市が地元栄区民の意見を全く無視した形で強引で一方的な南線計画の推進に邁進する大きな理由ではないかと危惧しています。従ってこの際地元栄区民の多くは南線建設に反対である事実を区長を通じてではなく、直接貴職にお報せすることが必要と考え、ここに数回に及ぶ区長とのやり取りの文書にじっくり目を通して頂くため関連資料とともにお手許に届けることとしました。

公務ご多忙とは思いますがこれらの資料は栄区民の生命、財産に関わる重要なものであり、目を通した上で是非ご意見を頂きたく強くお願い致します。

以上

## お届け資料

### 資料 1. 自平成 22 年 6 月至 12 月の間に栄区長と連協会長との間でやり取りされた文書一式

概要：南線計画に対する栄区民の意見に関して当方が訴状（資料 2）で区民の多くが反対である旨を記したのに対して、栄区長は賛否相半ばであると主張し、この件について数回に及ぶ文書のやりとりがなされた。住民の生命、財産に関わる当方の真剣な質問に対して替え玉文書など不誠実な回答が多かった。

### 資料 2. 同上文書のやりとりの中で引用された訴訟の訴状並びに裁判関係文書一式

概要：本訴状は南線に関する国交省事業評価監視委員会の杜撰な審議に対して国交大臣に行政不服審査請求し、それが却下されたのを受けて訴訟に至ったものである。訴状に述べたように当該委員会が南線事業を継続とした大きな理由として、栄区まちづくり検討委員会の行動計画原案に南線を優先的に取り組む施策として盛り込んだことを挙げた。しかしこれは栄区長が栄区民の南線に関する意見を曲げて原案に取り入れたものであることを住民は明らかにした。尚裁判は現在最高裁上告中である。

### 資料 3. 道路予定地の虚偽表示に関する裁判に関して原告住民が作成した冊子「道路予定地の不当表示に関する架空討論会」

概要：栄区庄戸地区及び湘南桂台地区の道路予定地は昭和 40～50 年代の宅地開発時に横浜市と開発事業者が共謀して、実際は高速横浜小田原道路用地として確保したものを都市計画道路（幹線道路）つまり一般道路用地とする虚偽の看板を立てて宅地販売したところであり、住民が訴訟を提起して追及した。裁判で住民は横浜市と業者が共謀して住民を騙したことを示す公文書として横浜市長の議会答弁記録や神奈川県知事の都市計画決定文書など確かな資料を提出したが、横浜地裁はこれらを無視して住民の訴えを棄却し、高裁、最高裁ともこれを支持した。本冊子はこれらの裁判を通じていかに不公正で杜撰な審議が行われたかを住民が厳しく批判したものである。

### 資料 4. 環境アセス、地盤沈下、路線問題、費用対効果等に関する質問集会記録 4 冊

概要：平成 17 年 3 月の事業評価監視委員会の「事業を進めるに当たっては住民の合意を得ることが不可欠である」との付帯意見を受けて、平成 17 年 9 月から平成 21 年 9 月の間に 6 回にわたり大気汚染、地盤沈下、騒音、振動、居住環境と路線問題、費用対効果について質問集会を実施し、そのテープを起して 4 冊の冊子にまとめた。これらを見れば住民の切実な質問に対する事業者の回答がいかに不満足なものかがよく分かるはずである。さらに質問集会記録その 5 及びその 6 の 183 頁から 192 頁に示すように、住民の質問に対して事業者が答えられなかったか、後日回答するとしたものは何十件にも及んだのである。しかも後日回答するものについてその後一切の回答のないままになっている。このような状況下で住民が南線計画の一方的な推進に反対するのは至極当然というべきである。

以上